

薬事法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第99号

薬事法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 571 1084 620">[略]</td><td data-bbox="958 632 1021 663">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 632 909 711">17の3 <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td data-bbox="958 632 1021 663">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 775 909 951">(1) <u>薬事法施行令</u>（昭和36年政令第11号）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は<u>賃貸業</u>の届出の受理</td><td data-bbox="958 632 1021 663">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 1062 909 1430">(2) <u>薬事法施行令</u>第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する<u>法第10条</u>の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の<u>薬事法施行令</u>第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一</td><td data-bbox="958 632 1021 663">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	17の3 <u>薬事法</u> （昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	(1) <u>薬事法施行令</u> （昭和36年政令第11号）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は <u>賃貸業</u> の届出の受理	[略]	(2) <u>薬事法施行令</u> 第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する <u>法第10条</u> の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の <u>薬事法施行令</u> 第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1155 571 2092 620">[略]</td><td data-bbox="1966 632 2029 663">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1155 632 1917 759">17の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</td><td data-bbox="1966 632 2029 663">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1155 775 1917 1046">(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u>（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は<u>貸与業</u>の届出の受理</td><td data-bbox="1966 632 2029 663">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1155 1062 1917 1430">(2) <u>政令</u>第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する<u>法第10条第1項</u>の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の<u>政令</u>第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一部を改正す</td><td data-bbox="1966 632 2029 663">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	17の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]	(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> （昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は <u>貸与業</u> の届出の受理	[略]	(2) <u>政令</u> 第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する <u>法第10条第1項</u> の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の <u>政令</u> 第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一部を改正す	[略]
[略]	[略]																
17の3 <u>薬事法</u> （昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																
(1) <u>薬事法施行令</u> （昭和36年政令第11号）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は <u>賃貸業</u> の届出の受理	[略]																
(2) <u>薬事法施行令</u> 第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する <u>法第10条</u> の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の <u>薬事法施行令</u> 第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一	[略]																
[略]	[略]																
17の3 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	[略]																
(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u> （昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は <u>貸与業</u> の届出の受理	[略]																
(2) <u>政令</u> 第49条第1項第2号の規定により店舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する <u>法第10条第1項</u> の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の <u>政令</u> 第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一部を改正す	[略]																

<p>部を改正する法律（平成18年法律第69号。<u>以下この項において「改正法」という。</u>）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第40条第2項において準用する旧法第10条の休廃止等の届出の受理 (3)～(6) [略]</p>	<p>る法律（平成18年法律第69号）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第40条第2項において準用する旧法第10条の休廃止等の届出の受理 (3)～(6) [略]</p>
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第2（第5条関係） (1)～(5) [略] (6) <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）第33条第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの (7)～(31) [略]</p>	<p>別表第2（第5条関係） (1)～(5) [略] (6) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）第33条第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの (7)～(31) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県食の安全安心推進条例の一部改正）

第3条 岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 食品 <u>すべての</u>飲食物（<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 食品 <u>全ての</u>飲食物（<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。</p>

(2)～(5) [略]

(2)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。